

論 説

七月王政期の憲法構想の交錯

～ 1839年の上奏文をめぐる議論を中心に ～

Les idées constitutionnelles sous la Monarchie de Juillet

井 端 正 幸

目 次

はじめに

I. 七月王政と議会制

- (1) 1830年憲章と立憲君主制
- (2) 上奏文の意義と草案の構成

II. 上奏文草案をめぐる議論と代表制

- (1) 上奏文違憲論と30年憲章の解釈
- (2) 代表制論と憲法構想の交錯

むすびにかえて

は じ め に

七月王政は、フランス憲法史上、「自由主義の時代」とも呼ばれる立憲君主制期の後半にあたる。これに先行した復古王政は、基本的には大土地所有者層の利害を体現した「土地の王朝」であった¹⁾。その下で、アンシャン・レジームへの回帰志向が強く「国王よりも王党的」と評された極端王党 (ultra-royaliste) などが、さまざまな形で古い特権や制度を復活させようとした。しかし、その試みはことごとく失敗し、「復古王政は、アンシャン・レジームの全面的復活に成功しなかった」²⁾のである。とはいっても、フランス革命によって遂行された政治的・社会的変革の成果を、どんな制度の下で、いかに維持ないし擁護するかは、依然としてその後の課題であつた。

た。七月王政は、この課題を立憲君主制の下で解決するための新たな試みであった。

この七月王政の下でも模索は続いていたのであり、そこにはさまざまな憲法構想³⁾が交錯していた。この間の事情について、バストイードは次のように評している。「七月王政の憲法史は、権威を取り戻し、民衆の後見から解放され、議会政治を全面的に受容したことによる両院の統制を最小限に縮減し、そして大臣たちの背後で自ら権力を行使するための、バリケードの国王ルイ・フィリップ（Louis Philippe）の長くて忍耐強い努力の歴史である。公的自由に関しては、それらは事態の有為転変を忍従し、一連の急停止や後退もなくはないが、不規則な仕方で発展するのである。国王は、それらに対してシャルル10世（Charles X）と同じ意図をもっていないが、その執念はよそに向かっている。」「國家の指導を掌握する国王の試みは、1840年からしか全面的に成功しない。」⁴⁾と。いいかえれば、七月王政期の憲法史、とくにその前半の約10年間は、「君臨し、かつ憲法上のすべての権限をもって統治に参加する」ことを望んだ国王ルイ・フィリップの「個人政治」志向と議会、とくに代議院との抗争を中心に展開したのである⁵⁾。その頂点の一つが、1839年の代議院における上奏文草案⁶⁾をめぐる議論であった。

この小稿では、そこで議論の推移を手がかりに、当時の憲法構想の様相の一端を明らかにしたいと思う。

I. 七月王政と議会制

（1）1830年憲章と立憲君主制

復古王政末期のシャルル10世の強権政治に対抗して七月革命が勃発し、これによって復古王政はあえなく崩壊した⁷⁾。七月革命後、代議院主導の下に1814年憲章を修正する形で1830年憲章が定められ、これに国王ルイ・フィリップが同意することによって七月王政が成立した。この七月王政は、体制の性格について評価や解釈の相違があったものの、その成立の経緯に

照らせば、「国民主権」の原理を基礎にしているとみることができる⁸⁾。

30年憲章の下では、国王の地位が14年憲章の「フランス国王」から「フランス人の国王」に改められたほか、七月革命を誘発した緊急勅令公布権が廃止され、さらに14年憲章では国王が単独で有していた法案発議権が貴族院、代議院にも帰属（15条）するものとされるなど、国王の地位と権限が相対的に制約されることになった。しかし、依然として執行権が国王に専属し（12条）、大臣任免権（12、13条）、代議院解散権（42条）、法律の裁可・公布権（18条）は国王の手中に残されたのである⁹⁾。

他方、議会については、代議院議員の選挙権、被選挙権が税額や年齢要件の引き下げによって拡大されたほか¹⁰⁾、刑事責任の追及に限られていた大臣訴追の要件が削除されたことによって、議会の大臣訴追権が強化され、大臣もしくは内閣の責任追及の道が広がることになった。また、1831年12月29日法によって貴族院議員の世襲制が廃止され、所定の名簿の中から国王が貴族院議員を任命することとされた。その結果、貴族院は、独立性と権威を大幅に喪失したのである¹¹⁾。その反面、次のような問題が生じたことにも注意が必要である。すなわち、「大臣たちの中にフランス貴族（国王が任命した終身貴族—引用者注）が増大したことは、公選議会に対して大臣たちをあまり代表制的ではないものにした。彼らの中からの閣議総理の選択（とくにモレ伯爵）はまた、議院内閣制への正常な発展を複雑化させることに貢献した」のである¹²⁾。

しかし、復古王政下での議論を通じて、徐々にその重要性が認識されつつあった内閣の構成や地位、政治責任などは、未だに規定されていない。その意味では、30年憲章は議院内閣制の萌芽がみられた「第二復古王政（ナポレオンの百日天下以後の復古王政—引用者注）の政治的慣行と下院に対する大臣たちの連帶責任の事実上の出現を承認していない」¹³⁾のである。しかし、その後、議会の内外での様々な議論を通じて、事実上、いわゆる「オルレアン型議院内閣制」が生成することになるのである。

七月王政は、大銀行家の集団である「オートバンク＝金融貴族」と大土地所有者層の提携勢力がその基盤であったが、とくに前者が優位に立った

「金融貴族の利害擁護の体制」であった¹⁴⁾。この体制の下では、カジミール・ペリエやギゾーらが率いた「抵抗党（parti de la resistance）」と、ティエールやオディロン・バロー（Odilon Barrot）らが率いた「運動党（parti du mouvement）」が主要な役割を果たした。とくに前者が、七月王政初期（1830-31年）を除いて政権を掌握し続け、七月王政と一体化したといわれるほどであった¹⁵⁾。

七月王政前半の政治史は、ルイ・フィリップの「個人政治」志向と議会（代議院）の反発、および有力政治家たちの思惑が複雑に絡んだ結果、いずれの内閣も短命に終わり、首相（閣議総理）や内閣そのものが存在しない空白期間が生じるなど、「内閣の危機」が相次いだことが特徴である。それはまた、代表制の運用をめぐって、依然として、さまざまな思惑と構想が交錯していたことをも意味している。

七月王政下で議院内閣制が生成する上で、首相（閣議総理）の地位を含めて内閣の役割が明確になること、そして議会による内閣の責任追及が実質的意味をもつようになることが重要であった。これに大いに貢献したのが、いずれも憲章上に規定されていなかった譴責的質問と上奏文をめぐる議論であった。譴責的質問は、「七月王政期の議会の法解釈によって実現した」¹⁶⁾、内閣の責任を追及する手段である。これに対して、上奏文の作成とそれをめぐる議論は、当時の議院規則に規定されていたものである。ただし、それがどんな性格のものか、あるいはどのような機能を果たすかは、その後の運用によって方向づけられたものであるにすぎない。しかし、これもまた、「重要な政治的傾向の対決にとって最良の機会である」¹⁷⁾とともに、内閣の責任を追及する重要な手段となったのである。議会の会期冒頭に行われる上奏文をめぐる議論は、政府の政策に関する議論に加えて、憲章の解釈や運用のあり方をめぐっても重要な議論がかわされる機会の一つとなつたのである。それが全面対決にまでつきすすんだのが、1839年の上奏文草案をめぐる代議院での審議においてであった。

（2）上奏文の意義と草案の構成

七月王政下で、上奏文がどのようなものとして認識されていたのかは、1839年の代議院で行われた議院規則改正案検討委員会の報告がよく示している。そこには以下のような記述がある¹⁸⁾。

各会期の冒頭に行われる国王演説（勅語）への回答に関する議論は、様々な意見に概略をはっきりさせる手段を与え、反対派にはそれと内閣の間で態度を決めることを議会に要求する機会を与えることを目指さなければならない。この試練は有益であり、それは様々な党派にそれぞれの力を知らせるのである。もし内閣が勝利すれば、その存在は強化されるのであり、それに支持を与えた多数派に支えられて、内閣は、安心して国家の諸問題の指導に専念することができるのである。・・・もし内閣が倒されるなら、代表政治の通常の作用が、その崩壊を惹起した人たちをそれと交代させることを要求するのである。結末がどんなものであれ、結局、上奏文に関する議論と議決は、多数派の権力を確保し、こうして各会期の冒頭に、われわれの統治形態の基本原理を聖別するのである。（pp.177-178. Première Annexe）

上奏文をめぐる議論が、代表制の運用において、極めて重要な機能を果たすものとみなされていたことがうかがえる。それは、内閣の責任を追及する有力な方法であり、政権交代にもつながるものであった。その意味では、それは30年憲章が定めた代表制を議院内閣制として具体化し、それを運用する上で不可欠の手段だったのである。とはいえ、内閣の責任、とりわけ「政治責任」の概念、その追及の仕方やその帰結などについては、30年憲章に明記されていなかったこと也有って、なお明確になっていたとはいひ難い。これが、1839年の上奏文草案をめぐる議論が錯綜した原因の一つと思われる。

ところで、1837年に成立した第二次モレ（Molé）内閣の下で、ルイ・フィリップと代議院の対立はますます激しくなり、翌38年にはギゾー、ティ

エール、デュヴェルジエ・ド・オランヌ (Duvergier de Hauranne)、オディロン・バローらが提携し、反モレ連合を結成した¹⁹⁾。同年12月17日に開会した議会の会期冒頭に国王演説が行われ、これに応えるための上奏文の草案をめぐる審議は、翌39年1月4日からはじまった。この草案の起草委員会には、ギゾー、ティエール、デュヴェルジエ・ド・オランヌなど、反モレ連合の有力メンバーが名を連ねていた。その構成からしても、上奏文草案をめぐって、モレ内閣およびこれを支持する陣営と反モレ連合の全面對決になることは十分予測できたことである²⁰⁾。

起草委員会が作成した上奏文草案は以下の通りである。第6節から第14節までを除いて²¹⁾、以下に引用しておきたい（なお、各段落冒頭の括弧内数字は、後の議論の推移を追う際の便宜のために、引用者が付したものであることをお断りしておく）。

1839年上奏文・委員会草案（第3草案）

[1] 陛下、代議院は、あなたとともに国家（pays）の繁栄をお慶びします。この繁栄は、われわれが維持してきた平和のうちにますます発展するでしょう。そして、慎重かつ確固とした政策のみが、われわれにその存続を保障しうるのです。

[2] われわれの尊厳に執着し、わが同盟の忠実な守護者である政府の下で、フランスは常に世界の中で、および諸人民の尊敬の中で、それにふさわしい地位を占めるでしょうし、それを失うこと望まないのです。

[3] 陛下は、ロンドンで開催された会議がヨーロッパの休息とベルギーの独立に新たな保証を与えるであろうことをお望みです。われわれは、われわれを諸原理と諸利益の一致に緊密に結びつける人民のために、誠意をもって願うものです。代議院は、交渉の結果を期待します。

[4] 陛下、あなたは、ローマ教皇庁とかわした約束によって、わが国の軍隊がアンコーナを離れたことをわれわれに告げています。われ

われは、諸条約に対する尊重の明らかな証しを与えました。しかし、われわれは、この撤退が最も時宜を得た状況において、賢明かつ先見の明のある政策が取り決めるにちがいない保証をもって実施されなかったことを危惧します。

[5] わが政府とスイスとの間で不一致が一目瞭然となりました。われわれは、1830年の政治的事件がさらに強固にした、二つの国を結びつける古くからの友好関係を、それが変質させなかつたことを望みます。

（中略）

[15] 陛下、われわれは、それぞれの憲法上の限界内に抑制された諸権力の緊密な結合のみが国家の安全とあなたの政府の力を基礎づけうることを確信しています。寛大な好意に支えられ、対外的には陛下の王位の威儀を尊重させ、かつ対内的にはその責任によって王位を援護する、確固とした、熟練した行政が、われわれがあなたに捧げることに大いに強い関心を抱いている協力の最も確かな保証であります。陛下、われらが制度の美德に委ねましょう。われらが諸制度は、あなたの権利とわれわれの権利を確保するでしょうし、そのことに疑いはありません。というのは、われわれは、立憲君主制が人民の自由と、国家の偉大さをなす安定とを同時に保証することを確信しているからであります。

この草案には対内的、対外的諸問題に加えて、儀礼的な問題なども広く含まれている。議会の開会の際に行われる国王演説が政府の施政方針の表明だとすれば、上奏文は代議院の施政方針の表明とでもいべきものなのである。もっとも、草案がそのまま可決されるわけではなく、代議院での審議を通じて修正されることもあり、最終的に可決されたものが代議院議員の多数の意思を反映したものとなるのである。

この草案をめぐって、まず1月7日、8日の2日間にわたって、一般的もしくは総論的な議論が行われ、その後、1月9日以降に各節毎の審議が

すすめられた。とりわけ白熱した議論がかわされたのは第1節と第15節をめぐってであった。いずれも内閣の責任問題を中心としながら、国王の不可侵性と内閣の責任の関係など、憲章の解釈と運用にかかわる議論が展開されたのである。

II. 上奏文草案をめぐる議論と代表制

(1) 上奏文違憲論と30年憲章の解釈

モレ内閣とこれを支持する陣営、および反モレ連合との間に基本的な目標に関してさほど大きな開きがあったわけではない。それは、ギゾーの表現によれば、「われわれの革命によって創出された新しい諸利益の勝利と代表政治の実現」(p.85)である。問題はそのためにとるべき個別的具体的政策と、これに対する国王ルイ・フィリップの関与を認めるか否かであった。この点をめぐる思惑の相違と確執の結果、二つの陣営が対峙することになったのである。この間の事情について、ギゾーは次のように述べている。

「内閣に対する私の第一の不満は、まさに内閣がジュスト・ミリューの政策を変質させ、名声を失わせ、危険にさらしている、ということである。・・・現在の内閣は、無政府状態によってしか確立されず、統治しなかった。・・・この議会には政府の党派があった。それは分裂している。一方は君たちを離れ、他方がそれでも君たちに従った。・・・われわれは反対派にいる。・・・稳健で君主制的な人々、ジュスト・ミリューの政策の支持者たちは、それを危険にさらしている内閣に反対して、反対派の中でそれを擁護しているのである。」(pp.85-86)

同じく反モレ連合に属するティエールは、さらに踏み込んで次のようにルイ・フィリップをあからさまに批判するような発言をしているのである。

「わたしが反対者になりはじめたのは、この議会の議席上ではないし、

わたしが権力を拒否されてからでもない。それは国王の閣議そのものにおいてであり、この反対に続いて、わたしは身を引いたのである。……わたしは、国家を危険にさらし、われわれが多大な犠牲を払って獲得した、平和の安全そのものを危険にさらしているから、わたしが誤っていると思う政策を批判する権利をもっている。ここにわたしの反対の理由がある。」（p.91）

これはモレ内閣の政策に対する批判であると同時に、ルイ・フィリップのいわゆる「個人政治」に対する批判でもある。ティエールは、1836年2月から翌37年4月まで約1年間首相の座にあったが、主に外交政策をめぐつてルイ・フィリップと対立し、退陣せざるをえなくなったのである²²⁾。

いずれにしても、表現やニュアンスに多少の相違はあるが、反モレ連合に属する議員たちは、内閣の政策に対する批判と合わせて、そもそもモレ内閣が代議院の多数派を基盤として形成されなかつたこと、あるいは現在でも議会の多数派に支持されていないことなどを繰り返しのべている。しかし、この批判に対して、議論の当初から次のように痛烈な反論もなされていたのである。

マルタン（Martin）は、モレ内閣が以前の内閣がとってきた政策から逸脱したことを認めながら、次のようにのべている。

「昨日、内閣は議会的ではないと君たちは言ったし、今日、その起源がそうではない、と君たちは繰り返した。……内閣の起源に関するこの非難は、9月6日の内閣を別としてということをわたしは認めるが、それに先行したすべての内閣に向けられうる。わたしは正当な理由でわたしの敵に言うだろう、今まで議会的起源をもつただ一つの内閣もなかつた、と。」（p.109）（なお、「9月6日の内閣」とは、ギゾーも閣僚の一人であった第一次モレ内閣のことである。）

マルタンの批判の当否については、議会内でも評価が分かれたところだ

が、同様の発言は他にもみられる。この批判が当たっているとすれば、その分国王ルイ・フィリップの国政への関与と政権交代の際の彼の影響力、すなわち「個人政治」が厳然たる事実であったということになる。

その後、議論は上奏文の意図およびその問題点に移っていった。反モレ連合がモレ内閣の退陣をもくろんでいたことは誰の目にも明らかであった。しかし、それをを目指して内閣を批判することがどのような意味をもつているかが攻防の焦点になるのである。この点について、たとえば、モレ陣営のルール（Roul）はこうのべている。

「陰謀の加担者たちは内閣を転覆させることを望んでおり、彼らはそれを隠していないし、そこに彼らの目的がある。・・・わたしは、そこからこの上奏文草案が内閣の上にある権威に打撃を加えるという不可避的な帰結を引き出すのである。というのは、それは、国家の世論によつても、諸問題の状況によつても正当化されない勧告を内包しているからである。・・・上奏文の中で国王に対して大臣たちの更迭を要求することは、その特権に対する、きわめて重大な攻撃的行為であり、それは革命的である。」（pp.100-101）

ルールによれば、内閣に対する批判は国王への批判に至ること、そして「大臣たちの更迭を要求すること」は国王の特権に対する侵害になる、ということである。これに反モレ連合はどのように応えたのか。デュヴェルジエ・ド・オランヌは次のようにいう。

「上奏文草案においては、昨日始まった議論においてと同じく、内閣のみが問題である。たしかに議会はその立場を評価し、その政策を判断する権利を有している。この立場が議会的でないなら、この政策が間違っているなら、われわれがそれについて非難するのは大臣たちである。そして、われわれの考えは、国王にその弊害を指摘し、われわれの利益においてと同じく国王の利益において、将来それに終止符を打つことを國

王に懇願するためにしか、国王に向けられないのである。」（p.114）

彼によれば、議会はその権利に基づいて内閣の政策を批判し、大臣たちを非難するのであって、それは弊害のは正を国王に懇願するためであり、決して国王を批判しているわけではない、というのである。ところが、モレ陣営からは、さらに激しい非難が反モレ連合に対して浴びせられることになる。首相モレは、とくに草案第15節の意図、およびその中に「それぞれの憲法上の限界内に抑制された諸権力」という表現があることをとらえて、次のようにいう。

「われわれがいったこと、そしてわれわれが主張すること、それは、上奏文がその最後の節において明らかに違憲であり、それは、この政策と常に闘ってきたこの議会の傍らに権力を置くことによって、8年間追求されてきた政策を破壊する、ということである。・・・要するに、上奏文は、その最後の節において、内閣がその責任で国王を援護していないと確証することによって、諸節が内閣の行為を対象としている非難を、国王にまで浴びせているのである。」（pp.143-144）

つまり、議会に権力を委譲すること、および内閣を批判し、その責任を追及することが国王に対する非難になるから、上奏文草案は憲法違反である、との論理が提示されたのである。この「上奏文違憲論」を中心に、さらに激しい応酬が続くことになる。

反モレ連合のティエールは、この論理に対して次のように反論した。

「上奏文が違憲である、と君たちは言う。かくして非難は新しい形式をとった。上奏文はいまや秩序破壊的でもなく、革命的でもなく、それは違憲である。・・・（たしかに）この議会の一部に権力を委譲させることは違憲かもしれない。・・・

君たちは議会的ではないと言われた。それは、憲法の文言が尊重され

ているとしても、その精神が侵害されている、ということを意味しているのである。われわれが誤っているということはありうる。しかし、議会が、議会だけがそのことについて決定するだろう。・・・

われわれは、国王をその責任で援護する内閣が必要であるといった。・・・ところで、諸君、国王は大臣たちによって援護される必要があるということは、憲法原理の最も単純な、通俗的な、最も普通の表現だとわたしには思える。」 (pp.145-147)

ティエールは、上奏文違憲論の主張の一部を認めながらも、憲法=30年憲章の規定ではなく、その精神が侵害されている、という論理を用いて反論しているわけである。のみならず、いざれが正しいかを決定するのは議会であることを強調している点に注目するなら、彼は、議会、とりわけ代議院を中心とする代表政治の実現を目指していたことを示唆しているのである。

しかし、モレ陣営は、この論理にも執拗な反論を試みている。内務大臣モンタリヴェ (Montalivet) は、若干の軌道修正を行いながら、次のようにいう。

「閣議総理は、上奏文が違憲であると非難したのではなく、それがこの議会の一部に権力を委譲させることを目指しているからであり、そういったことがこの上奏文の投票の結果でありうるかもしれないからである。・・・そこには全く別の、全く異なる二つの理念がある。・・・

わたしは、委員会の考えにおいては、これらの言葉は諸権力の一つが憲法上の領域から抜け出そうとしている、といおうとしていると確信する。」 (pp.147-148)

モンタリヴェは、代議院が権力を掌握すること、そして国王が憲章の制約を超えようとしている、すなわち違憲の行動をとろうとしているのは国王である、と暗示している点が問題だというのである。

この一般的議論を通じて、主要な論点はほぼ出尽くしたといってよい。この議論がいかに白熱していたかは、ブーダン（Beudin）の次の発言からうかがえる。

「感情的な議論が人々をすぐに苛立たせたし、真理を評価することも把握することも可能にしないこの熱狂を伝えた。政治的不一致は憎悪に変わるだろう。・・・闘争が、諸節についてではなく、事実と証拠についてではなく、上奏文の一般的な意味について、さらに激しく、さらに性急に、そしてさらに危険に再開した。」（p.153）

モレ陣営と反モレ連合の対立は、理論的な面にとどまらず、人的、感情的な確執もまたすさまじかった、ということであろう。ともかく、こうした議論が展開した後に、1月9日、10日の2日間にわたって草案第1節の審議が行われたのだが、その採決を前にして、草案の修正を提案したアミロー（Amilhau）が行った発言とこれに対するソーゼ（Sauzet）の再反論は以下の通りである。

アミロー「君たちは、平和を維持してきたのは代議院であって、国家の三権力の協力ではないといおうとしている。そして、憲章の第13条が国王に付与しているものを国王に帰属させる代わりに、・・・「われわれ」という言葉でただ一つの権力に帰属させている。・・・ところで、真に責任ある内閣が存在していないと付加すること、それは、非難を国王に直接及ぼせることである。・・・これは、わたしが容認することのできない、われわれの憲法に対して、われわれの権利に対して加えられた攻撃である。」（pp.173-174）

ソーゼ「厳格な憲章上の言葉に支えられるのみでなく、この基礎とは別に、世論の信頼に、議会における内閣の地位に支えられる責任が、大臣の責任であり、平凡な責任ではなく重大な責任、広範な責任である。・・・わたしがいいたいことは、権力の保持者である内閣が議会の多数

派と緊密に結合しているか否かは、国王特権と無関係ではないということである。さらに、・・・国王特権は、その輝きすべて、その力すべてを守るために、不都合な衝突によって危険にさらされないために、議会の多数派と完全に調和している内閣に支えられることが必要である、ということである。この特性を帶びている内閣は、他のすべてよりよく、そもそも完全に国王特権を保証し、強化し、保護する、ということである。

このように理解すると、上奏文は国王へのうやうやしい訴えである。」
(p.174)

いずれの発言もとくに目新しい特色はないが、修正案の採決を前にして、両陣営の主張が要約されているとみることができる。その後、アミローの修正案が採決され、投票数425のうち賛成216、反対209で可決された(p. 176)。可決された修正案は以下の通りである。

[1] 「陛下、代議院は、あなたとともに国家の繁栄をお慶びします。
この繁栄は、フランスが陛下の政府と国家の諸権力の規則正しい協
力に負っている休息のただ中でしか発展することができませんでし
た。」 (p.172) (下線部=修正箇所)

明けて1月11日からは草案第2節以降の審議に移る予定だったが、第2節の修正も提案していたアミロー自身が、この修正案に関する審議を外交政策に関する諸節の審議の後に延期することを提案し、承認された。

その後に行われた草案第3節の審議では、さほど異論はなく、語句の追加を提案したラニエ (Lanyer) の案が採択され (投票数428、賛成216、反対212)、第3節は可決された (第3節の末尾を「信頼して交渉の結果を期待します。」と修正=下線部追加)。

続いて翌1月12日に行われた草案第4節の審議では、ジュッシュー (Jussieu)、ドゥベレイム (Debelleyme)、ラ・パンソニエール (La Pinsonnière) の3名が協同で修正を提案し、激しい議論の応酬の後に採

決された。その結果、修正案が、賛成228、反対199（投票数427）で可決されたのである。可決された修正案は以下の通りである。

[4] 「陛下、あなたは、オーストリアの軍隊がローマ国家（la Romagne）を離れたこと、わが国の軍隊がアンコーナを離れたことをわれわれに告げています。フランスは、その存在によって、その独立がきわめて高度にわれわれと利害関係のある、教皇庁の国家への外国の関与の終結を急がせた後に、諸条約に対する尊重の明らかな証しを与え、偉大な国家にふさわしい忠誠を尽くしました。」

(pp.318-319) (下線部が修正箇所、および草案の最後の一文を削除)

1月15日に行われた草案第5節の審議では、ドゥベレイムから削除することが提案され、さしたる議論もなく採決された結果、草案第5節は賛成208、反対221（投票数429）で否決され、削除されることになった。その後、草案第6節から第8節までは、採決するまでもなく、いずれも承認された。

翌1月16日、草案第2節に関する審議に戻ることになった。この日はもっぱらアミローの修正案をめぐって議論が行われた後に採決され、その結果、賛成210、反対219（投票数429）で修正案は否決された。しかし、17日に行われた草案をめぐる審議の後の採決の結果、草案もまた賛成213、反対220（投票数433）で否決され、結局、草案第2節は削除されることになったのである。

その後、第9節以降の審議が17日から18日にまたがって行われたが、草案第13節にわずかな文言の追加があった程度でほとんど異論もなく、この文言の追加も含めて、第9節から第14節まではほぼ満場一致で可決、承認されたのである。

1月19日に行われた草案第15節の審議では、モレ陣営と反モレ連合の激しい対立が繰り返されることになる。とはいえ、論点はほぼ出尽くしているため、全体としては同じことの繰り返しが多い。いずれにしても、激しい議論を経て、草案第15節の修正案が採決されたところ、賛成222、反対

213 (投票数435) で可決された。可決された修正案は以下の通りである。

「陛下、われわれは、それぞれの憲法上の限界内で行動する諸権力の緊密な結合のみが国家の安全とあなたの政府の力を維持しうることを確信しています。寛大な好意に支えられ、公的自由の維持と同じく陛下の王位の威儀に執着している、確固とした、熟練した行政が、われわれがあなたに捧げることを好む協力の最も確かな保証であります。陛下、われわれはわれらが制度の美德に委ねます。われらが諸制度は、あなたの権利とわれわれの権利を確保いたしますし、そのことに疑いはありません。というのは、われわれは、立憲君主制が人民の自由と国家の偉大さを(削除)同時に保証することを確信しているからであります。」

(下線部修正箇所)

その後、上奏文全体の採決に移り、賛成221、反対208（投票数429）で可決され、ようやく上奏文がまとまったのである。

これまでみてきたように、草案、修正案、いずれが可決もしくは否決されるにしてもほとんどが僅差である。それは、モレ陣営と反モレ連合の勢力比が拮抗していたことを示している。首相モレは、採決の結果を不満として辞意を表明した。しかし、ルイ・フィリップはこれを受け入れる代わりに代議院を解散したが、代議院議員選挙では、モレ陣営が200議席にすぎなかつたのに対して、反モレ連合が240議席を獲得し、ついに勢力比が逆転したのである。この結果を受けて、結局、モレは3月8日に辞職した。その後、5月12日まで内閣の空白期間が生じた。この頃の状況について、デランドルは、「モレ内閣の崩壊とともに、政府が極端に弱体化する局面、議会主義の重大な弱体化の局面が始まる」と評している²³⁾。

(2) 代表制論と憲法構想の交錯

2週間以上におよんだ上奏文草案をめぐる議論は、まさにモレ陣営と反モレ連合の激突の様相を呈するものであった。しかし、その中でも、人的

もしくは感情的な対立は別として、当時の代表制と憲法構想にかかわる注目すべき発言がいくつかあった。この間の議論を通じて、両陣営の間には、焦点となっていた内閣の責任について共通の認識が生まれつつあったといってよい。たとえば、モレ陣営に属するケノール（Quenault）は、上奏文違憲論に立ちながら次のように述べている。

「人は大臣より高いところに攻撃を及ぼす権利を決してもっていない。・・・というのは、常に大臣たちを非難できること、政治的かつ道義的なすべての種類の責任を彼らに負わせることで十分だからである。」（p. 463）

これに対して、反モレ連合に属するデュフォール（Dufaure）は次のように述べている。

「王権の不可侵性が、常に内閣の責任によって援護されなければならぬのは、代表政治の原理ではないのか。そして、わたしは付け加える、この内閣の責任は、それが法的責任とその法的帰結に限られる場合には全面的ではないし、十分ではない、と。さらに、道義的責任があること、そしてまさに道義的に、すべての法の外では、国王の人格が完全に援護されることが必要である。」（p.464）

さらに、ギゾーもまた次のようにいう。

「わたしはすでに、法的責任については、それは決して欠如していない、とのべた。

しかし、まさに別のものが問題なのである。・・・われわれが語っているのは全く別のものであり、人々に作用を及ぼし、そして人が権力を失う、あるいは保ち続けるようにするのは、毎日の政治責任、道義的責任である。」（p.473）

これらの発言にみられるように、内閣もしくは大臣が、法的責任のみではなく、ほとんど同じ意味で理解された政治的責任もしくは道義的責任を負うべきであり、それは内閣の存立にかかわるものである、との認識がほ

ほ共通にみられるのである。ただし、その責任のとり方などについては、まだ明確な共通の理解がなかったと思われる。それは、単に憲章の解釈にとどまる問題ではなかったのである。これに関連して、反モレ連合に属するサド（Sade）の以下の発言は注目に値する。

「内閣の責任がわが国の憲法の要石の一つであること、それがわが国の複雑な制度の働きを容易にすることを目指した主要な部分の一つであることを、君たちはみな知っているし、それを繰り返す必要はない。・・・

われわれの体制においては、特権は秘法、神秘ではないし、それはかつての国王たちが享受したそれでもない。国王特権は、立憲体制においては、それがその職務を果たしうることを目的として、国家の基本的信条によって王権に委任された権力の一部なのである。それは結果として可変的である。それがきわめて制限されているとき、それは増大させられなければならない。あるいは、それがきわめて拡張されているときは制限されなければならない。それはまた、時代に応じて、それを行使する人物の性格に応じて、それを考慮に入れる人物の見解に従って変化するのである。・・・

われわれは、それ故に今日では、この議会の特権によって要求すること、もしわれわれがそれができるなら、わが国の諸制度の不可欠の補充として、議会的内閣の形成を共通の目的としている。」（pp.459-461）

ここには30年憲章の下での国王の権力と地位をいかにとらえるべきかに加えて、内閣の形成やその責任の問題などが、憲章の解釈と運用にとどまるものではなく、「諸制度の不可欠の補充」としてとらえるべきことが示唆されているのである。これは、暗礁に乗り上げていた議論を開拓する可能性をもつものであると同時に、実はオルレアン型議院内閣制の生成に密接に結びつくとらえ方でもあった。

さらに、この点で一歩すすんだ議論を開拓していたのは、ルネ・カピタンによってオルレアン型議院内閣制の理論家と評されたデュヴェルジエ・

ド・オランヌである²⁴⁾。彼は、1月8日の一般的議論の際に次のように述べていた。

「代表政治においては、二つのことを行うことができる。内閣が自らを解消するか、さもなくば国王もしくは議会が内閣に公式にその解任を告げることが必要だということである。・・・

権力は、唯一かつ主権的な意思から生じ、統制なしに、そしてほとんど議論もなしに行使される、かつてのように神秘的な何かではない。権力が国民（pays）の代表の協力と共に形成されるのは、白日の下にある。」（p.117）

この場合の「権力」は内閣を指している。ここでは内閣が国王の意思のみによって形成されるべきではなく、議会の協力を得て形成されるべきこと、そして内閣の責任のとり方には「自ら解消する」こと、すなわち総辞職と、国王もしくは議会が解任すること、すなわち国王による罷免と議会による不信任とがある、との認識がみられるのである。議会による不信任と内閣の総辞職との関係が必ずしも明確ではないが、内閣の政治責任について他の誰よりも明瞭に理解していたといえるであろう。

このように理解された内閣の政治責任を30年憲章の規定に照らして整理するならば、次のようになると思う。まず、内閣が総辞職すること、すなわち内閣が一体となって任免権を有する国王に辞任を申し出ることには何ら問題がない。次に、国王が大臣を個別的に罷免したり、全員を同時に罷免することも何ら問題ではない。後者の場合は、結果的には総辞職と同じである。問題は、議会（代議院）が内閣を解任することができるか否かである。30年憲章の規定からすれば、仮に議会（代議院）が内閣に対する不信任決議を可決したとしても、この決議に法的効力もしくは法的拘束力はないとみるほかはない。議会（代議院）には、個別的にであれ、集団的にであれ、大臣を罷免する権限はないし、国王に対して大臣の罷免もしくは更迭を要求する権限もないからである。したがって、議会（代議院）が内

閣に対する不信任決議を可決したとしても、内閣には総辞職する法的義務は生じないし、国王にも大臣や内閣を罷免もしくは更迭する法的義務は生じないのである。仮に、いずれかの法的義務が生じるとすれば、そして上奏文草案がそれを意図していたのだとすれば、まさにモレ陣営がいうように、国王の不可侵性に対する侵害、すなわち憲法違反だということになるであろう。となれば、議会（代議院）が内閣に対する不信任決議を可決した場合、議会（代議院）の意思を尊重して、国王が自らの意思で内閣を罷免するか、あるいは内閣が自ら総辞職を申し出るか、いずれかの道しかないのである。ひるがえって、国王が内閣を罷免せず、また内閣が総辞職しないでその地位にとどまるとしても、法的には問題がないのである。しかし、この場合、内閣と議会（代議院）の対立は解消されずに残ることになる。そこで、これを解消する方法の一つとして解散権が重要な意味をもつことになる。もちろん、解散権は国王の権限だが、内閣の総辞職、罷免、いずれをも選択しない場合、内閣の助言もしくは国王自身の判断、いずれによるとしても代議院を解散し、「法定国民」に裁定を委ねる道がある。内閣の政治責任の問題と解散権の行使が適切に組み合わせられるとき、そこに議院内閣制が成立するのである²⁵⁾。

こう考えると、上奏文草案が内閣に対する批判やその責任追及にとどまらず、国王に対する批判にまで至っているのか否か、したがって国王の不可侵性に対する侵害、憲法違反ではないのか、という論点についても、必ずしも違憲とはいえないであろう。議会（代議院）が内閣の政治責任を追及し、それが内閣の総辞職につながるのか、あるいは代議院が解散され、「法定国民」の裁定に委ねるのかは、事実上の問題、あるいは新たな慣行が成立するかどうかの問題なのである。その意味で、サドの指摘したこと重要な意味をもっている。事実上であれ、慣行によってであれ、デュヴェルジエ・ド・オランヌが考えたようなあり方が正常に作用するとすれば、これこそがオルレアン型議院内閣制の特徴とされるものである。

とはいえる、国王と議会（代議院）の相互関係がいかにあるべきかをめぐつて、実は反モレ連合の中にも微妙に異なる構想が錯綜していたと思われる。

まず、ギゾーは、一方では「両院が、とりわけ代議院が、政府の中にその役割、その影響力を有しているかどうかを知ることが問題である。」(p. 474.)とのべながらも、他方では、国王が大臣任免権を行使するのは全面的に自由であると考えていた²⁶⁾。だとすれば、国王が議会（代議院）の意思を尊重して大臣任免権を行使するか否かは、法的には何ら制約がないのであり、新たな慣行に委ねるほかはない。これとは反対に、ティエールは、復古王政末期から「国王は君臨すれども統治せず」というあり方が望ましいと考えていたことに加えて、憲章の精神が侵害されているか否かは「議会だけがそのことを決定するだろう」(p.147.)とのべていた。これらの点から、ティエールは、おそらく内閣の形成もしくは大臣の選任に関しては、議会（代議院）が主導権をもつべきであり、国王が大臣任免権を行使する際には議会（代議院）の意思を最大限に尊重しなければならない、と考えていたと思われる。

このような相違があったとすれば、上奏文草案第15節にあった「それぞれの憲法上の限界内に抑制された諸権力の緊密な結合」という表現をどのように解釈するか、あるいはそれによってどのような政治制度の相互関係と運用のあり方を構想していたのかは、その起草にかかわった当事者の間でも少なからぬ相違があった、ということになるであろう。となれば、モレ陣営が草案を違憲だと非難したことは、ティエールの構想に対しては的を射ているとしても、ギゾーの構想に対しては的外れだということになる。

このような経緯は別にして、代表制あるいは議会制に関する当時の理論的到達点、そしてその後の展望にかかわる発言もみられるので、それらを以下に概観しておきたい。

まず、デュヴェルジエ・ド・オランヌは、以下のように発言している。

「わたしはそれ故に、その形式においてではなく、その本質において代表政治を望む。その外見においてではなく、その現実においてである。わたしは、そのすべての原理とすべての条件と共にそれを望む。ところ

で、代表政治の諸条件の第一、それは、ご存じのように、両院から発し、それらを代表し、そしてそれらを具現する内閣である。この内閣を介して、公的諸問題に対して間接的だが有効な作用を及ぼし、統治に決定的な役割を果たすのは多数派である。この条件が欠けているなら、外見的には代表政治に似ているが、その名前を僭称している何かがある。」
(p.115)

ここには当時の代表制論の特徴がよく表れている。すなわち、内閣が議会の多数派から選出されるべきであること、あるいは内閣が議会の多数派を代表すべきであることが代表制の第一の原理もしくは条件とされているのである。ところが、この場合の議会は両院であって代議院のみを指しているのではない。この認識には、イギリスの名誉革命後の体制がモデルとされてはいるものの、その後イギリスでは庶民院=下院の優越性の下で議院内閣制が発展したことの認識がかなり希薄なのである。さらに、彼が先の発言に続けて次のように述べていることにも注意が必要である。

「わたしがただ一つのもののためにすべての権力を否定し、わたしがたったいまその前で語っている議会を唯一の主権的な権力にしようとしている、と言ってほしくはない。それは誤りであり、国王の正当な特権や他の議会のそれが攻撃されている日には、君たちはわたしがそれらを擁護するのに熱心であるのをみるだろう。」(p.115)

つまり、彼は、代表政治を実現すべきことを強調してはいるが、それは代議院が優越した議会主権的なあり方のものではないのである。国王、貴族院、代議院が対等であり、かつ緊密に協力し合うことが理想であり、こうしたあり方を円滑に機能させるためにも、三者の結節点に位置する内閣が議会の多数派を代表していかなければならない、ということなのであろう。これはギゾーの代表制論とほぼ同じものであるが、国王の役割をさらに限定すべきものと考えていたティエールの構想とは異なるといえよう。。

しかし、ここでもう一つの問題が残っている。それは、国王の地位や権限、あるいはその役割をどのようなものとみるかである。この点に関しては、ギゾーやデュヴエルジエ・ド・オランヌのみならずティエールでさえも、かつてベンジャマン・コンスタン（Benjamin Constant）が唱えていた中立権もしくは仲裁権の理論にふれていないのである。意識的、無意識的いずれであるにしても、誰もこの点にふれていなかつたことは、立憲君主制の下での議会制、代表制についての議論としては不十分、もしくは限界があったというほかはない²⁷⁾。

次に、ラマルティーヌ（Lamartine）は、上奏文の最後の節が違憲であるとのべた後、以下のように付け加えていた。

「憲章は二つの権力を創出したのではなく、三つの権力を創出したのである。・・・

この三つの権力のうち、二つは過渡的なもの、貴族院と代議院である。一つが恒久的な王権である。その永続性自体によって他の二つを容易に吸収するかもしれない、王権のこの恒久的権力の優越した力を均衡させるために、そしてまた、民衆権力の騒々しい情熱に対してそれを保護するために、憲章と良識は、王権が決して直接行動しないこと、恒久的で不可侵の権力が、他の二つの権力とともに危険に陥れられる衝撃、軋轢にさらされないことを望んだ。憲章は、王権のために唯一かつ特別な行動様式を決定した。大臣の選択である。ここにその唯一かつ重要な属性がある。

ところで、この内閣の権力は何であるか。それは、・・・三つの権力の間に存しなければならない調和の表現である。代表政治は、諸権力間の調和が死活的条件である政治である。大臣の集団は、あるいは混乱し、あるいは妨げられている、存在する調和の特徴を示す表現である。強力で堅固な多数派によってそれが創出され表現されるのはそこであり、巧みでない、あるいは弱い多数派によってそれが脅かされ、動搖させられているのが明らかになるのはそこであり、内閣が明らかに少数派に墮す

るとき、それが妨げられ、弱められていることを示すのがそこである。」
(p.160)

ここにみられるように、代表政治に関するラマルティースの認識は、ギゾーやデュヴェルジエ・ド・オランヌのそれとほとんど同じである。それは、こうした理解がほぼ共通のものになりつつあったことを示しているのである。にもかかわらず、彼が上奏文のとくに最後の節が違憲であるとの立場に立って反モレ連合を批判したのは、理論的にではなく、もっぱら人的関係に由来する感情的なものであろう。しかし、それのみではなく、彼は別の視点からことの成り行きをみていたのかもしれない。彼は次のようにものべているのである。

「議会の特権、それはまさに国民の主権であり、全体としての自由以外の何ものでもない。一人の人間における主権、あるいは国民における主権、それは、近代において人々を分ける重要な教義の区別である。・・・わたしの思想、わたしの生涯は、自由の原理の精神的な発展に捧げられる。

この原理が共和制の下で勝利するか、あるいは、君たちが代表制とよぶ混合政体の下で勝利するかは、われわれにとっては大したことではない。・・・1830年は、その作用を創出し、その理念を見いだすことには成功しなかった。・・・君たちにとって過去は閉じられたし、君たちには新しい理念が必要である。・・・

この政府は人民から生まれた。それは人民に負わねばならないし、最大多数の利益からなる政府であらねばならない。そう、わたしによれば、ここに19世紀の新しい政府の使命があるのであるのだ。」(pp.159,161)

この発言からすれば、ラマルティースは、七月革命後の政府は国民主権の原理を基礎にしていること、そしてさらにこの原理を徹底すべきであると考えていたのであろう²⁸⁾。この点は、人民主権的な意味で理解された國

民主権の原理を明らかに否定していたギゾーやティエールなどとの根本的な相違である。

むすびにかえて

これまでみてきたように、1839年の代議院における上奏文草案をめぐる議論には、当時のさまざまな憲法構想が反映していた。このような議論を通じて、七月王政の下で議院内閣制がほぼ成立したのである。しかし、そこにはなお多くの課題が残されていた。それとのかかわりで、代表制の今後の展望や課題について、他の誰とも異なる視点から考察していたのは、反モレ連合の有力メンバーであったオディロン・バローである。彼は、上奏文草案を正当であるとしながら、次のような発言も行っていた。

「われわれのようにデモクラティックな国民における代表君主制、世襲君主制は、支配的教会がなく、特權階級がないから、われわれが解決しなければならない問題である。・・・もしもわれわれが、この世代と来るべき世代の幸福のために、この問題を解決することができるとすれば、議会の権力を強化することによってしかその解決を見いださないであろうし、そこに他のすべての権力にとっての確固とした堅固な基礎をつくることによってしか、そこにしっかりとデモクラシーをうち立てるこことによってしか、それにその正当な権利を拒否しないことによってしか、その解決を見いださないことを想起したまえ。・・・

議会政治に重要な一步を印す日が近づいている。」（p.171）

この発言からは、イギリスの名誉革命後の体制をモデルとしてフランスに代表制、議院内閣制を確立しようとする傾向が大勢を占めている中で、イギリスとフランスの諸条件の相違を意識しつつ、議会政治の強化こそがすすむべき方向である、と考えていたことがうかがえる。しかし、この方向が進展するのは七月王政期にではなく、さらに紆余曲折を経た後の第三

共和制においてであった。

注

- (1) 中木康夫『フランス政治史・上』未来社, 1975年, 41, 44頁。.
- (2) Félix Ponteil, *Les institutions de la France de 1814 à 1870*, P.U.F., 1966, p.29. 中木, 前掲書, 49-54頁。.
- (3) バスティードによれば、フランスに憲法 (droit constitutionnel) という用語が導入されたのは、ソルボンヌにこの名称を冠した講座を設けた1834年8月22日のギゾーのオルドナンスによってである。この講座は、イタリアから招聘されたロッシ (Rossi) が担当した。ギゾーは、憲法の教育によって「憲章の解説、および憲章が確立した政治制度、並びに個々人の保護の解説」を意図したという。Paul Bastid, *Les institutions politiques de la Monarchie parlementaire française (1814-1848)*, Sirey, 1954, p.4.
- (4) Ibid, p. 124. 1840年にルイ・フィリップとギゾーの「妥協」に基づいてスルト＝ギゾー内閣が成立した(10月29日)。これは主に両者の政策の一致によるものであるが、これ以降、ルイ・フィリップが統治の前面に躍り出たわけではない。事実上の首相として政局の運営にあたったのはギゾーである。ここに至って、「国王と議会多数派に支えられた内閣との一致によって、二元主義が完成した」のである。Marcel Morabito et Daniel Bourmaud, *Histoire constitutionnelle et politique de la France (1789-1958)*, 3ème éd., Montchrestien, 1993, p.209.

ところで、バスティードは、「立憲君主制の主要な利点は、すでにイギリスで経験され、実践された、議会政治の準則をわが国に導入したことである」(Ibid., p. 14) とものべている。これは、復古王政の下で議院内閣制の萌芽がみられ、七月王政の下でそれがほぼ確立した点に注目した上で指摘である。さらに、ロザンヴァロンは、「もっと厳密にいえば、大革命が近代フランスにその知的基礎を残し、帝制がその行政制度を鍛え、復古王政と七月王政がそれにその政治的諸制度を与え、おそらくは諸制度の『精神』（原文イタリック—引用者注）を作り上げた、といえるかもしれない」と指摘している。これは、フランス憲法史における立憲君主制の時代の性格を示唆するものとして興味深い。Pierre Rosanvallon, *La Monarchie impossible - Les Charters de 1814 et de 1830*, Fayard, 1994, p. 9.
- (5) ルイ・フィリップの「個人政治」志向に真っ向から反対し続けたのはティエール (Thiers) である。彼は、復古王政末期からイギリスのあり方をモデルとした「国王は君臨すれども統治せず」との原理を唱えていた。P. Rosanvallon,

op. cit., pp. 156-157.

この「個人政治」志向に関連して、当時の代議院には多数の官吏議員が存在したことが重大な問題点であった。官吏任免権を有するルイ・フィリップは、代議院を意のままに操るために彼らを利用した。のみならず、ギゾーやティエールもまた、その存在を黙認し、かつ自らが政権の座についたときには彼らを利用したのである。七月王政下では、この官吏と議員の兼職をいかに禁止するかという問題、および「選挙改革」（=選挙権の拡張）が繰り返し問題になったのである。以上については、拙稿「フランス七月王政下の議院内閣制と官吏議員一いわゆるオルレアン型議院内閣制の一侧面」『龍谷法学』第14巻2号、92頁以下を参照されたい。

(6) 正式名称は、*Adresse de la Chambre en réponse au discours de la Couronne* であり、「国王演説（勅語）に対する代議院奉答文」と訳すべきかもしれないが、本稿では単に「上奏文」としたことをお断りしておく。

なお、バルテルミーによれば、14年憲章にも上奏文に関する規定はなかったが、1814年8月13日法によって規定され、とくに1821年以降、「上奏文は議会制度の一部」になったという。さらに、上奏文の提案が内閣に対する非難の動議となり、その議論が譴責的質問（Interpellation）として展開されることもあったという。Joseph Barthelmy, *L'introduction du régime parlementaire en France sous Louis XVIII et Charles X*, Paris, pp. 223-233. バルテルミーの分析や叙述には、用語の定義があいまいな点や混乱があるように思う。しかし、それは、復古王制期には議院内閣制がまだ萌芽的なものにとどまっていたことに起因するのかもしれない。

(7) 復古王政は、ナポレオン第一帝制の崩壊後にその反動として成立したことから、君主制の再建であると同時に自由主義的な体制であることを余儀なくされた。その基本構造を定めた1814年憲章は、「王権の自由な行使」（前文）によって欽定されたものであり、執行権が国王に専属（13条）するほか、法案発議権（16条）、法律の裁可・公布権（22条）、代議院解散権（50条）などを有する国王の権限は強大であった。これに照応して、立法権は国王、貴族院（La Chambre des pairs）、代議院（La Chambre des députés）の三者が協同で行使する（15条）とされており、貴族院が立法権の主要部分（24条）とされていたほか、代議院は租税法案先議権（47条）を有してはいたが、その権限や自律性はかなり制約されていた。14年憲章の規定からすれば、そこに議院内閣制が成立する余地は、ほとんどなかったのである。しかし、議会内、とりわけ代議院での諸党派の対抗関係や、憲章の運用をめぐる議論を通じて、事実上、議院内閣制の萌芽がみられたのである。以上、1814年憲章の規定については、以下を参照。L. Duguit, H. Monnier, R. Bonnard, G. Berlia, *Les constitutions et les principales lois politiques de la France depuis 1789*, 7 ème éd.,

L. G. D. J., 1952, pp.168-174.

(8) 七月革命、およびその後の憲章の修正の経緯については以下を参照。P. Bastid, op. cit., pp.112-123. ; Maurice Deslandres, *Histoire constitutionnelle de la France*, tome II, A.Colin, 1932 (réimpr. 1977), pp. 123-130. バスティードによれば、代議院は「国民主権の名において憲法制定権力を掌握し、こうして革命期の伝統を継承した」(op. cit., p.119)のである。ロザンヴァロンもまた、「1830年に憲法制定権力を行使したのは代議院であることが明白であった。国王はその作業を受容させたにすぎず、貴族院は、法的には1814年の規定にもたらされた変容を完全に承認しなかった」と指摘している。

P. Rosanvallon, op. cit., pp. 128-129.

(9) 1830年憲章の規定については、L. Duguit et al., op. cit., pp.194-200. この他、14年憲章ではカトリックが国教とされていたが、30年憲章では国教制が廃止された点も重要である。

(10) 七月王政期の有権者数は、1830年6月の時点では94600人だったが、31年7月には167000人、46年8月には248000人と徐々に増加した。しかし、当時、イギリスでは26人に1人が有権者であったのに、フランスでは170人に1人が有権者であるにすぎず、有権者すなわち「法定国民」の狭隘さは歴然としている。以上、服部春彦「フランス復古王政・七月王政」岩波講座『世界歴史19』岩波書店、1971年、51頁、岡田信弘「資料・フランス選挙制度史（二）」『北大法学論集』30巻2号、488頁、参照。七月王政の基本的性格にもかかわって、バスティードは、「制度は金権政治的なままであるが、土地所有よりも商業および産業所有の方向に向かっていた」(op. cit., p. 123.)と指摘している。ヴィジエもまた、復古王政期に比べて「法定国民」の枠がいくぶん広げられた結果、土地所有貴族の政治的地位が低下したことを指摘している。Philippe Vigier, *La Monarchie de Juillet*, 5ème éd., P. U. F., p. 74.

(11) M. Deslandres, op. cit., p. 142. ; P. Vigier, op. cit., p. 78.

(12) A. Jardin et A. J. Tudesq, *La France des notables - L'évolution générale 1814-1848*, Editions du Seuil, 1973, p. 142. 実際、七月王政下の空白期間をのぞく15の内閣を率いた首相の中で、スールト (Soult) , ジュラール (Gérard) , バッサーノ (Basanno) , モルティエ (Mortier) , ド・ブロイ (de Broglie) , モレ (Molé) の6人が貴族院議員だったのに対して、ラフィット (Lafitte) , ペリエ (Périer) , ティエール (Thiers) , ギゾー (Guizot) の4人のみが代議院議員であった。M. Morabito et D. Bourmaud, op. cit., p. 208.

(13) M. Morabito et D. Bourmaud, op. cit., p. 205. 大臣の連帯責任がはじめて明記されるのは第三共和制憲法においてである（公権力の組織に関する1875年2月25日法第6条）。P. Bastid, op. cit., p. 17.

(14) 中木, 前掲書, 59-62頁。

(15) René Rémond, *Les Droites en France*, Editions Aubier, 1982, p. 98.

抵抗党にとっては、1830年憲章が改革の到達点であり、以後、選挙改革をはじめとするすべての改革に反対した。他方、運動党にとっては、1830年憲章が出発点であり、その後も選挙改革などを主張し続けたのである。中木, 前掲書, 65頁。

とはいっても、当時、政党制が十分発達していたとはいえないため、「この時代の議員たちは、その政治的傾向によって分類するのは容易ではない」のである。

Louis Girard, William Serman, Edouard Cadet, Rémi Gossez, *La Chambre des Députés en 1837- 1839*, Publications de la Sorbonne, 1976, p. 38. なお、本書では、1837年から39年にかけての代議院における議員たちの社会的出自、年齢構成、発言、投票行動などが、きわめて詳細に分析、検討されている。

(16) P. Bastid, op. cit., p. 14.

(17) L. Girard et al., op. cit., p. 164.

(18) 以下、本文中の括弧内、および引用文末尾に付した括弧内の引用、参考頁数は、すべて *Archives Parlementaires*, 2ème série, tome 123. による。

(19) L. Girard et al., op. cit., p. 45. ; P. Vigier, op. cit., pp. 89-90.; P. Bastid, op., cit., p. 130.

(20) デランドルによれば、この上奏文草案の主筆はティエールであった。M. Deslandres, op. cit., p. 182. なお、起草委員会の他の委員は、パッシー (Passy), ドゥベレイム (Debellemey), ド・ジュッシュ (de Jussieu), エティエンヌ (Etienne), マテュー・ド・ラ・ルドルト (Mathieu de la Reldre), ド・ラ・パンソニエール (de la Pinsonnière) であった。

モレ内閣が、とくに官吏議員に対して、内閣への忠誠を確保するために、内閣がもっている圧力、誘惑の手段（昇進、停職等）を用いたのに対して、反対派は、とくに中間にいる議員たちに陣営を変えるよう説得するために、委員会や議会での演説を活用するしかなかった。こうした事情から、とくに1839年の上奏文草案をめぐる議論のように、会期中の政治的議論がきわめて重要だったのである。1839年の議論においては、ギゾー、デュヴェルジエ・ド・オランヌが最も重要な役割を果たしたという。L. Girard et al., op. cit., p. 41.

(21) 草案第6節から第14節までは以下の通りである。

[6] われわれが、スペインが内戦の恐怖のうちに憔悴しているのを見るのは深い悲しみをもってであります。われわれは、陛下の政府が女王イザベルⅡ世の大義に対して、フランスの諸利益がもたらす支持を与え続けながら、その同盟国と協力して、かくも嘆かわしい行き過ぎを終わらせるために、すべての影響力を用いることを切に願うものです。

- [7] 代議院は、ポーランドの不幸に激しく心を動かされ、古い民族が条約の保護の下におかれられた人民のために、変わらぬ誓いを新たにするものです。
- [8] 自国民がメキシコで被った侮辱と略奪は、明らかな償いを要求するものです。陛下の政府は、それを要請しなければなりませんでした。そして、サン・ジャン・ドゥルロアの輝かしい武勲は、新たな栄光でわが軍を覆うことによって、フランスにとっては正当な誇りの主題なのです。陛下、フランスは幸運にも、あなたの息子たちの一人が勇敢なわが水兵たちの危難と成功をともにするのを見たのです。
- [9] われわれは、陛下とともに、アフリカの植民地の満足な状態を喜ぶものです。われわれは、軍の紀律、行政の規則正しさ、および開明された宗教の有益な働きのおかげで、この状況が日に日に改善されるであろうことに確固たる信頼を寄せています。
- [10] 陛下は、先の会期の一つにおいて、公債利率の引き下げに関する提案が、財政状態がそれを許すやいなやわれわれに提案されることを告げられました。公的収入のますます好ましい状況が、陛下の政府の協力がこの重要な措置を長い間おろそかにしないことを期待する権利を、われわれに与えています。
- [11] わが植民地と航海の必要は、われわれの心配すべての対象であります。われわれは、その発展が国家の繁栄にとって高度の重要性のある、わが農業の諸利益とそれらを一致させることに専念するであります。
- [12] 代議院は、同様の関心をもって、憲章の約束を実現すること、および公行政の諸部門同様に立法全体を新たに改善することを目指した諸法案を検証するであります。われわれの願いは、軍の参謀本部の組織に関する法案をも要請いたします。
- [13] 陛下、フランス中が「パリ伯」の生誕を喝采で歓迎いたしました。われわれは、陛下の愛と祖国の最も高貴な願いを託された、この若き王子の搖り籠を敬意で包むであります。父君と同様に、わが国の諸制度の尊重のうちに成長され、王子は、陛下がその長である王朝の栄光の源となり、そして王子がいつの日か就かれるはずの王座が国民的願いの絶大な権力に基づづけられていることを、決してお忘れにならないであります。陛下、われわれは、フランス中と同じく、この僥倖が父親としての、そして君主としてのあなたに鼓吹する家族愛と敬愛の情をともにいたします。
- [14] 陛下、感謝の祈りが聞こえるときに、なぜわれわれは、すべての美德のモデルである、親愛なるご息女の不幸をあなたとともに悼むことを求められるであります。代議院全体の感情の表明が、あなたの威厳あるご家庭の苦悩に何がしかの慰めをもたらしましょう。
- (22) ルイ・フィリップとティエールは、とくにスペイン問題をめぐって対立した。ティエールは、反乱を起こしたカルロスに対抗してスペインの自由派 (Libéra

ux) を支持するために、スペインに介入しようとした。ルイ・フィリップはロシア、オーストリア、プロシアを恐れてこれを拒否し、ティエールは辞職した。P. Bastid, op. cit., p. 129. 彼は、この辞職によって「自由主義的で国民的な特徴」を再び与えられ、「それ以後、国民的独立と反革命列強に対するイギリスとの同盟のチャンピオンとしてあらわれた」のである。A. Jardin et A. J. Tudesq, op. cit., p. 151.

- (23) M. Deslandres, op. cit., pp.183-184. また、ヴィジエは、「法定国民は、こうして議会政治志向と国王の個人的権力への不信を表明した」と評している。P. Vigier, op. cit., p. 90.
- (24) René Capitant, Régimes parlementaires, dans *Mélanges R. Carré-de-Malberg*, 1933, p. 40.
- (25) モラビト＝ブルモーによれば、七月王政下の解散権の行使は議院内閣制的性格を帶びており、1831, 34, 37, 39, 42, 46年の6回の解散では内閣を支えるために不可欠の議会多数派の強化を目的としたものだったが、必ずしも議会内多数派を活性化するには至らなかったという。M. Morabito et D. Bourmaud, op. cit., p. 207.
- (26) ギゾーは、イギリスの例を引きながら、次のように述べている。

「代表政治が強化され完成される限りで、もっと深く根を張る限りで、権力がもっと議会的になる限りで、国王の不可侵性は同時に強化されるのである。

イギリスが国王を諸問題の外においたのは、そして国王が、国民全体の大いなる名誉と大いなる力のために、その諸制度の活力に容易に、高潔に専念することができたのは、代表政治が強化され、完成されることによってである。ここに別のものではなく、われわれが要求するものがある。．．．

国王はその選択に関して全面的自由を有するのであり、国王はあれこれのものを選ぶことを義務づけられない。国王は、この議会の中から大臣たちを選ぶことさえ義務づけられない。その自由は全面的である。しかし、この世界には理性があり、まさに了解済みの利益がある。ところで、理性、了解済みの利益は、国王がわれわれのためにではなくそれ自身のために、われわれの個人的な願望のためにではなく、その固有の力のために、その周りに自然の力、国民の生き生きとした力を呼び集めること、そして、こうしてすべての重要な見解が規則正しく、穏やかに、立憲的に国王の閣議の中に浸透することを望んでいるのである。」(p. 473.)

これらの発言には、復古王制期に形成された彼の代表制論の特徴がよく表れている。彼は、一方では内閣を中心とした憲章上の諸権力の「融合」=一体化を説きながら、他方では、「君主主権」の原理を否定しつつも国王に一定の能動性を認めていた。しかし、あくまでも内閣は議会、とくに代議院の多数派を基盤としなければならないのである。それを妨げているルイ・フィリップの

「個人政治」に対する批判が、彼の発言の根底にあるといえる。ギゾーの代表制論については、拙稿「フランソワ・ギゾーの代表制論の形成（1）（2）（3）」『龍谷法学』第18巻3号、第20巻4号、第21巻1号、参照。

- (27) ロザンヴァロンは、ティエールが中立権の理論を展開しなかったことに注目しつつ、だとすれば、「国王は君臨すれども統治せず」との定式が立憲的理論の真の基礎として役立ちうるのか、と疑問を呈している。P. Rosanvallon, op. cit., p. 157. 同じくロザンヴァロンは、デュヴェルジエ・ド・オランヌについても、次のように評している。すなわち、「彼は、結局、議会政治と代表政治の理論を形成したけれども、立憲君主制の理論を形成しなかった」と。Ibid., p. 155. なお、コンスタンの中立権論および大臣責任論については、深瀬忠一「バンジャマン・コンスタンの中立権の理論」『北海道大学・法学会論集』第10巻合併号、133頁以下、中村英「大臣の『政治責任』とバンジャマン・コンスタンの大臣責任論」『法学』第46巻1号、43頁以下、参照。
- (28) このラマルティーヌの発言に関連して、ロザンヴァロンは、「七月革命の推進者たちが、共和政体と彼らが樹立したばかりの新しい君主制との間にある相違を明白に定義しなかったことを確認することは、きわめて驚くべきことである」とのべている。これは七月王政を支える基本原理に対する理解のあいまいさ、あるいはその幅を示しているのではなかろうか。彼によれば、作家ヴィクトル・ユゴーは、「1830年7月以降、われわれには『共和制的』な事柄と『君主制的』な言葉が必要である」と語っているという。P. Rosanvallon, op. cit., pp. 150-151.

[追記]

本稿は、1993～96年度の本学特別研究費の成果の一部である。